

新型インフルエンザに備えましょう

「感染しないために」と「流行した時の対応」

「新型インフルエンザ」 とは？

とは？

季節性のインフルエンザと同様、人から人へとウイルスにより感染して発熱、咳、などの痛みなどの症状が出ます。

免疫がないため

大流行・重症化

新型インフルエンザは、未知の新しいウイルスであったり、変異して毒性が強くなったりするため、油断はできません。



妊娠中の方、慢性の肺・心臓・血液免疫疾患・糖尿病など基礎疾患のある方は、ウイルスに感染すると重症化しやすいので、特に注意が必要です。

今回のA型H1N1(豚インフルエンザ)は、毒性の低い「弱毒性」で、症状も比較的軽く経過しました。早めの治療により症状は軽くすみま

感染しないために

す。治って普通の生活に戻った方からは、感染する心配はありませんので安心ください。

感染症は、誰でもかかる可能性があります。かかった方に対して偏見や差別をしてはいけません。

インフルエンザは、咳やくしゃみ、つばなどの飛沫に含まれるウイルスを鼻や口から吸い込むことで感染します。また、ウイルスが付着したドアの取っ手などを触った手で、口や目の粘膜に触れることでも感染が広がると考えられています。



▽予防の基本

- ・マスク：熱、咳、くしゃみなどの症状のある方は、必ずマスクを着けましょう。
- また、咳やくしゃみを押さえた手、鼻をかんだ手は、すぐに洗いましょう。
- ・手洗い：水とせっけんを

使って15秒以上洗い、洗った後は水分を十分に拭き取りましょう。

・うがい：帰宅後や、のどに不快感や炎症があるときはうがいをしましょう。

〈正しい手の洗い方〉



流行への備え

2週間程度の食糧・水・マスクなどの日用品を備蓄しましょう！

新型インフルエンザが大流行すると、感染拡大を防止するための企業活動の制限など

感染防止に有効なのは「不織布製マスク」

- ◇症状のある方は必ず着用しましょう
咳やくしゃみなど飛沫の拡散を防ぎ、ほかの方への感染防止に努めましょう。
- ◇健康な方はマスク着用以外の対策も徹底しましょう
不織布製マスクも「飛沫の吸い込みを防ぐ」という点では、完全ではありません。健康な方は、帰宅後の手洗いやうがい、また、症状のある方に近づかないなどの対策を取りましょう。
- ◇マスクにはなるべく触らないようにしましょう
マスクのフィルターには、ウイルスが付いている場合があります。外すときや捨てるときには、なるべく表面には触らないようにしましょう。
- ◇1日1枚の使い切りタイプものにしましょう
感染を防ぐため、マスクは1日1枚の使い切りタイプのものにしましょう。洗濯や消毒をしての再利用は避けてください。



▲不織布製マスク(例)

流行中は

により、生活必需品の不足が考えられます。少なくとも2週間程度は自宅待機できる食糧、使い切りマスクやせっけん、消毒用アルコール、日用品などを今から準備しておきましょう。



意しましょう。
・咳エチケットを守り、外出時はマスクを着用し、こまめに手洗い、うがいをする
・患者は必ずマスク着用で、個室で療養し、看護する家族もマスクを着用する
・患者が触れたものは、消毒用アルコールなどで消毒する

《問合せ》健康増進課

☎ 24-11127
FAX 24-19605

身分証明書として

無料で「住基カード」を取得しませんか？

金融機関で口座を開設するときや10万円を超える現金振込みをするとき、市役所の窓口で住民票や印鑑登録証明書などの各種証明書を請求するときなど、さまざまなところで本人確認が求められます。

このような場合には、住民基本台帳カード(住基カード)を持ってしていると、身分証明書になり、大変便利です。

《問合せ》市民課市民係 ☎21-9015

住基カードは、市に住んでいて、希望する方ならどなたでも取得できます。「顔写真付き住基カード」は、運転免許証やパスポートと同様に身分証明書として使えます。例えば、運転免許証を返納した方、持たない方などが、身分を証明する場合に最適です。

今までの住基カードの変造(改ざん)対策として、今年4月20日から住基カードのデザインの一部が変更されました。

新しい住基カードは、平成23年3月31日までは無料で取得でき、また、住基カードの有効期間は10年間となっていますので、一度取得すると、長期間利用できます。

ぜひ、この機会に住基カ



①共通ロゴマーク(プレ印刷)
②QRコード(カード発行処理時にカードプリンタで印刷)

▲変造対策として①と②を追加

ドを取得ください。

▽申請方法 住基カードは即日交付できません。申請のために一度市役所に来ていただき、後日、市役所から送付する照会書(回答書)を持参の上、住基カードの受取のために再度来ていただきます。

▽申請できる方 市の住民基本台帳に登録されている方(申請者本人、法定代理人または任意代理人)

▽申請時に必要なもの
・印鑑
・6カ月以内に撮影したパスポート規格の写真(希望者のみ)

※窓口で無料撮影もします。指定の様式の委任状(任意代理人による申請の場合)

▽交付できる方 申請者本人または法定代理人

▽交付時に必要なもの
・印鑑

・照会書(回答書)

・本人確認資料(運転免許証、保険証、年金手帳など、公的機関が発行したもの)
※暗証番号の入力のため、4けたの数字が必要です。

▽申請窓口 市民課または各総合支所市民生活課

▽受付時間 午前8時30分～午後5時30分、9月以降は5時15分まで(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

日本脳炎の予防接種のお知らせ

市では、予防接種法に基づき、日本脳炎予防接種を第1期(3歳～7歳6カ月未満)と第2期(小学4年生)に実施しています。

●新ワクチンの承認

平成21年6月2日に予防接種実施規則の省令改正が行われ、第1期に対し、新たに「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」の使用による日本脳炎定期予防接種が可能になりました。第2期に対しては、有効性・安全性が確認されていないため、当面、新ワクチン使用できません(旧ワクチンで対応)。

●接種における積極的勧奨の差し控え

新しい「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」、従来の「日本脳炎ワクチン」共に、接種における積極的勧奨は控えることとされています。流行地への渡航、蚊に刺されやすい環境にあるなど、日本



脳炎に感染する恐れが高い場合や、本人または保護者が希望する場合は、接種が可能ですので、相談ください。

予防接種予診票が手元に無い方は、保健センターまたは各総合支所健康福祉課で交付を受けてください。新ワクチンは、接種時の同意書は必要ありませんが、従来の日本脳炎ワクチンを使用する場合は、所定の同意書に保護者が署名し、市の予防接種協力医療機関に相談の上、接種ください。

●蚊に刺されないよう注意

日本脳炎は、ウイルスを持つコガタアカイエカに刺されることで感染します。一般的に人をよく刺すアカイエカやヒトスジシマカ(やぶ蚊)からの感染は少ないので、極端に神経質になることはありませんが、水田・沼地などに近づく際には、念のため長袖、長ズボンを身に付けることや虫除けスプレーの使用などの防蚊対策を十分にしてください。

《問合せ》健康増進課(保健センター) ☎24-11127

